

A23 「社会人のお金『基本のキ』」制度変更のお知らせ

JTEX(訓)日本技能教育開発センター
企画開発グループ TEL 03-3235-8682

謹啓 時下ますますご活躍のこととお慶び申し上げます。

この度は、当センターの通信教育講座をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、今回ご受講いただきました「社会人のお金『基本のキ』」(2025 年 1 月 1 日, 第 12 版発行)につきまして、「制度変更」に伴うテキスト内容の変更点を下記のとおりお知らせ申し上げます。

本講座の記載内容は、毎年制度変更となるものが多いことから、今後も、必要が生じた場合は、適宜「制度変更のお知らせ」を発行いたします。

お手数をおかけすることになり大変恐縮ですが、テキストの該当箇所に修正を施した上でお使いいただきますよう、お願い申し上げます。 敬白

記

<制度変更のお知らせ>

1. 協会けんぽの保険料率に変更となりました。

令和 7 年 3 月分(4 月納付分)から、全国健康保険協会(協会けんぽ)の保険料率に変更となりました。保険料率は都道府県ごとに異なり、9.44~10.78%の範囲となっています(別紙表 1-6 参照)。40~64 歳までの方(介護保険第 2 号被保険者)には、これに全国一律の介護保険料率(令和 7 年度は 1.59%)が加わります。

※任意継続被保険者および日雇特例被保険者の方は 4 月分(4 月納付分)から変更。

【該当箇所】

●5 ページ 表 1-1:「給与明細例」

【控除】

健康保険	11,176
介護保険	-
厚生年金保険	20,130
雇用保険	1,259

社会保険合計	<u>32,565</u>
所得税	X, XXX
住民税	XX, XXX
生命保険	10,000
控除額総合計	XX, XXX
差引支給額	XXX, XXX

⇒【控除】健康保険 11,176 雇用保険 1,259 社会保険合計 32,565 になります。

●9 ページ 表 1-3:「全国健康保険協会(協会けんぽ)の被保険者の保険料額」

令和 6 年 3 月分(4 月納付分)～

⇒差し替え。別紙表 1-3:「全国健康保険協会(協会けんぽ)の被保険者の保険料額」

令和 7 年 3 月分(4 月納付分)～ (例:兵庫県)をご参照ください。

●16 ページ 枠内 健康保険

⇒報酬に関する保険料額: 10.16%

22,352 円 = 220,000 円 × 10.16% (兵庫県)

⇒賞与に関する保険料額:

81,280 円 = 800,000 円 × 10.16% (兵庫県)

●17 ページ 誠君のセリフ 1 つ目

⇒…健康保険として 11,176 円が天引きされていました。

●17 ページ 愛さんのセリフ 1 つ目

⇒誠君は、18 等級の 220,000 円に 10.16% (兵庫県)の保険料率を掛けて 22,352 円が健康保険料になるわ。…(労使折半として), 誠君は 11,176 円を負担しているの。

●17 ページ 枠内 健康保険+介護保険

⇒報酬に関する保険料額: 11.75%

22,352 円 = 220,000 円 × 10.16% (兵庫県)

3,498 円 = 220,000 円 × 1.59% (全国一律)

⇒賞与に関する保険料額:

81,280 円 = 800,000 円 × 10.16% (兵庫県)

12,720 円 = 800,000 円 × 1.59% (全国一律)

●18 ページ 2)の 2 行目

⇒全国健康保険協会管掌健康保険の令和 7 年 3 月分の…

●18 ページ 表 1-5:「健康保険と介護保険の保険料率」

⇒全国健康保険協会管掌健康保険/介護保険料率 全国一律(令和 7 年度 1.59%)

●19 ページ 表 1-6:「令和 6 年度 健康保険 都道府県単位保険料率」

⇒差し替え。別紙表 1-6:「令和 7 年度 健康保険 都道府県単位保険料率」をご参照ください。

⇒<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3130/r07/250214/>

※40～64 歳までの方には、全国一律の介護保険料率(1.59%)が加わります。

2. 雇用保険の保険料率に変更となりました。

令和 7 年度の雇用保険の保険料率については、以下のように変更となりました。

事業の種類	雇用保険料	事業主負担	被保険者負担
一般の事業	<u>14.5</u> /1000	<u>9</u> /1000	<u>5.5</u> /1000
農林水産・清酒製造 の事業	<u>16.5</u> /1000	<u>10</u> /1000	<u>6.5</u> /1000
建設などの事業	<u>17.5</u> /1000	<u>11</u> /1000	<u>6.5</u> /1000

〔該当箇所〕

●24 ページ ①雇用保険の保険料 上から 9～11 行目

⇒…1000 分の 5.5 ずつを事業主と被保険者で折半します。二事業分の 1000 分の 3.5 は事業主が全額負担するので、事業主は雇用保険料率の 1000 分の 9 を負担することになります(表 1-7)。

●24 ページ 表 1-7:「雇用保険の負担割合」

⇒上記の表組みのように変更となります。

出所:厚生労働省 令和 7 年度雇用保険料率のご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/001401966.pdf>

●25 ページ 愛さんのセリフ 下から 5 行目

⇒…一般の事業について、1000 分の 5.5 ずつを…

●27 ページ 誠君のセリフ

⇒…賃金総額 229,000 円とするとその 0.55% で 1,259 円* が天引きされているってことですか。

※会社が被保険者から給与控除する際の処理は、切捨て端数処理が通常(慣習で四捨五入を行う場合もあり)。

3. 所得税の基礎控除額に変更になります。

令和 7 年度税制改正により、所得税の基礎控除が見直され、合計所得金額に応じて基礎控除額が改正されました。令和 7 年 12 月 1 日に施行、令和 7 年分以後の所得税について適用されます。

〔基礎控除額〕

合計所得金額	基礎控除額		改正前
	改正後 ^(注1)		
	令和7・8年分	令和9年分以降	
132万円以下	95万円 ^(注2)		48万円
132万円超 336万円以下	88万円 ^(注2)	58万円	
366万円超 489万円以下	68万円 ^(注2)		
489万円超 655万円以下	63万円 ^(注2)		
655万円超 2,350万円以下	58万円		
2,350万円超 2,400万円以下	48万円 ^(注3)		
2,400万円超 2,450万円以下	32万円 ^(注3)		32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円 ^(注3)		16万円
2,500万円超	0万円 ^(注3)		0万円

(注)1. 改正後の所得税法第 86 条の規定による基礎控除額 58 万円に、改正後の租税特別措置法第 41 条の 16 の 2 の規定による加算額を加算した額となります。

2. 58 万円にそれぞれ 37 万円、30 万円、10 万円、5 万円を加算した金額となります。なお、この加算は居住者についてのみ適用があります。

3. 合計所得金額 2,350 万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

〔該当箇所〕

●29 ページ 愛さん 2 つ目のセリフ

⇒愛さん:住民税の計算では、所得税と同じように、個人の事情によって税額負担を軽減する所得控除があるのよ。でもその額は、所得税の場合と比べて低いものとなっているの(物価高対応の時限的措置としての令和 8 年度に限る住民税基礎控除の引き上げ予定などを除く)。控除額が小さい、つまり、税金の対象額が大きくなるので、住民税の方が高くなるというわけ。

また、住民税では、所得を対象とした税金(所得割)に加えて、額は少ないけれども定額(均等割)が課税されるのよ。住民税の場合、所得割の税率は所得に関わらず一律 10%なの。そもそも誠君の場合、課税される所得金額の所得税の税率がたぶん 5%だからね。一般的に、所得の低い人の方が「所得税<住民税」となり、所得が高い人の方が「所得税>住民税」となる傾向にあると言えるわ。

●29 ページ 頁下の※の箇所

⇒※合計所得金額が2,500万円以下の場合、それぞれの合計所得金額の区分に応じて段階的に基礎控除額が減ります。令和9年分以降の基礎控除額は、合計所得金額132万円以下が95万円、132万円超2,350万円以下が58万円となります。合計所得金額2,500万円を超える納税義務者については基礎控除が適用されなくなります。

●153 ページ 表5-9:誠君の給与所得の源泉徴収票(例)イメージ

㊦2,370千000円 ㊧1,475千020円 ㊨45千638円

社会保険料等の金額 生命保険料の控除額

509千020円 86千000円

●155 ページ (b)所得控除の額の計算

①人的控除

基礎控除(880,000円)……表5-9 (省略されている箇所に記載欄あり)
(合計所得金額の見積額2,400万円超は基礎控除の額を記載)を削除

③所得控除の額の合計額 < (b)の①+② >

①880,000円 + ②509,020円 = 1,475,020円……表5-9の㊧

(c)課税所得金額の計算

㊦2,370,000円 - ㊧1,475,020円 = 894,980円

課税所得金額: 894,000円 (1,000円未満切り捨て)

(d)所得税(復興特別所得税含む)の計算

894,000円 × 5% × 102.1% = 45,638円 (1円未満切り捨て)

(源泉徴収税額)……表5-9の㊨

4. 公的教育ローンの返済期間が変更となりました。

令和7年度予算成立に伴い、国の教育ローンの返済期間が18年以内から20年以内に変更となりました。

〔該当箇所〕

●36 ページ 表2-1:「公的教育ローン」 利率／返済期間

⇒固定金利／20年以内

5. 国民年金月額保険料が変更となりました。

令和7年度の国民年金月額保険料が、17,510円に変更されました。

〔該当箇所〕

●53 ページ 下から4行目

⇒…令和 7 年度は 17,510 円, 以降は 17,000 円×改訂率で計算される予定となっています。
(「令和 6 年度は16,980 円」を削除)

- 164 ページ 下から 1 行目～165 ページ 上から 1 行目

⇒国民年金保険料は月額 17,510 円(令和 7 年度)で、…

6. 老齢基礎年金(国民年金)の満額が変更となりました。

令和 7 年度の老齢基礎年金の満額(年金の年間支給額)が、83 万 1,700 円に変更されました。

〔該当箇所〕

- 55 ページ 愛さんのセリフ 2 つ目

⇒…ちなみに、基礎部分の老齢基礎年金の満額は、83 万 1,700 円(令和 7 年度)になるわ。

- 167 ページ ②老齢基礎年金の年金額 1～2 行目

⇒…満額で 83 万 1,700 円(令和 7 年度)を受け取ることができます。

※以下、167～168 ページの本文中も同様に変更となります。上記の金額で、訂正してください。

- 167 ページ ②老齢基礎年金の年金額 枠内計算式

⇒831,700 円*×保険料納付済月数…

⇒()内は平成 21 年 3 月分まで。 *昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方は 829,300 円となります。

- 167 ページ 誠君のセリフ

⇒831,700 円 × 1 =831,700 円で満額になりますね。

- 168 ページ 愛さんのセリフ 1 つ目

⇒831,700 円 × 1/2 =415,850 円になるわ。(40 年全額免除となった場合:国庫負担 2 分の 1 で算出)

7. 教育訓練給付について詳細を追加します。

91 ページの雇用保険の教育訓練給付制度(「一般教育訓練」「専門実践教育訓練」「特定一般教育訓練」)について、さらに詳しく紹介します。

〔該当箇所〕

- 91 ページ ③教育訓練給付

⇒…そのレベル等に応じて、専門実践教育訓練、特定一般教育訓練、一般教育訓練の 3 種類があります。

専門実践教育訓練	労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練が対象。	受講費用の 50% (年間上限 40 万円) が訓練受講中 6 か月ごとに支給される。資格取得等をし、かつ訓練修了後 1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は、受講費用の 20% (年間上限 16 万円) が追加される。
特定一般教育訓練	労働者の速やかな再就職および早期のキャリア形成に資する教育訓練が対象。	受講費用の 40% (上限 20 万円) が訓練修了後に支給される。
一般教育訓練	その他の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練が対象。	受講費用の 20% (上限 10 万円) が訓練修了後に支給される。

なお、雇用保険法等の一部改正により、令和 6 年 10 月以降、専門実践教育訓練給付金について、教育訓練の受講後に賃金が上昇した場合、現行の追加給付(資格取得等)に加えて、さらに受講費用の 10%(合計 80%)が追加給付(賃金上昇)として支給されることになりました。また、特定一般教育訓練給付金について、資格取得し、就職等した場合、受講費用の 10%(合計 50%)が追加給付(資格取得等)として支給されます。改正前と改正後を下図でご確認ください。

〔改正前〕

	専門実践	特定一般
本体給付	50% 年間上限 40 万円	40% 上限 20 万円
追加給付① (資格取得等)	20% 年間上限 16 万円	—
追加給付② (賃金上昇)	—	—
最大給付	70% 年間上限 56 万円	40% 上限 20 万円



〔改正後〕

	専門実践	特定一般
本体給付	50% 年間上限 40 万円	40% 上限 20 万円
追加給付① (資格取得等)	20% 年間上限 16 万円	<u>10%</u> 上限 <u>5 万円</u>
追加給付② (賃金上昇)	<u>10%</u> 年間上限 <u>8 万円</u>	—
最大給付	<u>80%</u> 年間上限 <u>64 万円</u>	<u>50%</u> 上限 <u>25 万円</u>

8. 障害基礎年金(国民年金)の年金額, 子の加算額が変更となりました。

令和7年度の障害基礎年金の支給額が, 以下のように変更されました。

〔該当箇所〕

- 92 ページ (a)障害基礎年金の額の計算式 ⇒〔令和7年度〕

障害等級1級(年金額):

$1,039,625 \text{ 円}^* (2 \text{ 級の年金額} \times 1.25) + \text{子の加算額}$

*昭和31年4月1日以前に生まれた方は, 1,036,625 円

障害等級2級(年金額):

$831,700 \text{ 円}^* + \text{子の加算額}$

*昭和31年4月1日以前に生まれた方は, 829,300 円

- 93 ページ 表4-3:「障害基礎年金・子の加算額」 ⇒〔令和7年度〕

加算対象の子	加算額
1人目・2人目(1人につき)	<u>239,300 円</u>
3人目以降(1人につき)	<u>79,800 円</u>

9. 遺族基礎年金(国民年金)の支給額が変更となりました。

令和7年度の遺族基礎年金の支給額が, 以下のように変更されました。

〔該当箇所〕

- 111 ページ (a)遺族基礎年金〔国民年金〕の計算式 ⇒〔令和7年度〕

子のある配偶者が受け取るとき:

遺族基礎年金 = $831,700 \text{ 円}^* + \text{子の加算額} \times \text{子の数}$

*昭和31年4月1日以前生まれの方は, 829,300 円

(3人目以降の子の加算額 各 79,800 円)

子が受け取るとき:

遺族基礎年金 = 次の金額を子の数で割った額が, 1人当たりの額

$831,700 \text{ 円} + 2 \text{ 人目以降の子の加算額}$

*1人目および2人目の子の加算額 各 239,300 円

*3人目以降の子の加算額 各 79,800 円

10. 遺族厚生年金の中高齢寡婦加算の額が変更となりました。

令和7年度の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算の額が 623,800 円に変更されました。

〔該当箇所〕

- 112 ページ 上から6~7行目

⇒…遺族厚生年金に一律 623,800 円 (年額, 令和 7 年度) が加算されるものです。

11. 住宅ローン控除額が一部据え置きとなりました。

子育て世帯(19歳未満の子を有する)および若者夫婦世帯(夫婦のいずれかが40歳未満)に限り、令和7年の借入限度額が据え置かれることになりました。また、控除の適用を受けるための主な要件のうち、床面積要件を40㎡以上に緩和する措置が令和7年12月31日まで延長されました。

〔該当箇所〕

●150～151 ページ 表 5-8:「住宅ローン控除額」〔新築住宅・買取再販住宅の場合〕

⇒認定住宅(認定長期優良住宅・認定低炭素住宅) 表組みの下

※令和7年入居 子育て世帯・若者夫婦世帯:5,000万円

⇒ZEH水準省エネ住宅

※令和7年入居 子育て世帯・若者夫婦世帯:4,500万円

⇒省エネ基準適合住宅

※令和7年入居 子育て世帯・若者夫婦世帯 4,000万円

●150 ページ 囲みの中の誠君と愛さんのセリフ 上から7行目

⇒愛さん:…将来の税制はわからないので、仮に現在の税制を適用して、令和7年が居住年だと理解してね。令和7年から10年間について、一般住宅の場合、控除限度額を14万円として各年分の所得税から税額控除ができるのよ(表 5-8)。

誠君:もし、認定住宅(認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)を購入すれば、控除限度額は令和7年から13年間について各年31.5万円になるわけですね。

●151 ページ 〔控除の適用を受けるための主な要件〕の3行目

⇒⑥床面積要件 50㎡(40㎡以上:令和7年末までに…)

12. 給与所得控除額が変更となりました。

令和7年度税制改正により、給与所得控除額が見直され、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられることになりました。令和7年12月1日に施行、令和7年分以後の所得税について適用されます。

〔改正前と改正後の比較〕

給与等の収入金額	改正前給与所得控除額	改正後給与所得控除額	引き上げ額
162万5千円以下	55万円	65万円	10万円
162万5千円超 180万円以下	給与等の収入金額× 40%－10万円		10万円～3万円
180万円超 190万円以下	給与等の収入金額× 30%＋8万円		3万円～0万円
190万円超 360万円以下	給与等の収入金額× 20%＋44万円	改正なし	0万円
360万円超 660万円以下	給与等の収入金額× 10%＋110万円		
660万円超 850万円以下	195万円(上限)		
850万円超			

〔該当箇所〕

●154 ページ 表 5-10:「給与所得控除額」

⇒施行後, 上記の表組みの「改正後」の額に変更となります。

13. 所得税に特定親族特別控除が創設されました。

令和7年度税制改正により, 居住者が特定親族(居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族)を有する場合に, その居住者の総所得金額等から, 特定親族1人につき, その特定親族の合計所得金額に応じた金額が控除されることになりました。令和7年12月1日に施行, 令和7年分以後の所得税について適用されます。

〔該当箇所〕

●153～155 ページ

⇒修正すべき該当箇所はありません。

14. 特別支給の老齢厚生年金の支給額が変更となりました。

令和7年度から, 特別支給の老齢厚生年金の定額部分の年金額, 加給年金の支給額が, 次のように変更されました。

〔該当箇所〕

●172 ページ <定額部分の年金額>の計算式

⇒ $1,734 \text{円} * (\text{令和7年度単価}) \times \text{生年月日別乗率} \times \text{被保険者期間}$

*昭和31年4月1日以前生まれの方は, 1,729円

●173 ページ 表 6-1:「加給年金の支給額」

(単位:円) [令和7年度]

受給権者の生年月日	配偶者の 加給年金額	配偶者 特別加算額	合計額
昭 9.4.1 以前	<u>239,300</u>	0	<u>239,300</u>
昭 9.4.2～昭 15.4.1	<u>239,300</u>	<u>35,400</u>	<u>274,700</u>
昭 15.4.2～昭 16.4.1	<u>239,300</u>	<u>70,600</u>	<u>309,900</u>
昭 16.4.2～昭 17.4.1	<u>239,300</u>	<u>106,000</u>	<u>345,300</u>
昭 17.4.2～昭 18.4.1	<u>239,300</u>	<u>141,200</u>	<u>380,500</u>
昭 18.4.2～	<u>239,300</u>	<u>176,600</u>	<u>415,900</u>

子については1人につき 239,300 円。ただし、3 人目からは 79,800 円。

15. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が延長となりました。

令和7年度税制改正により、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の適用期間が令和9年3月31日まで延長されました。

〔該当箇所〕

●189 ページ (f) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 3～4 行目

⇒…結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設されています(令和9年3月31日までの限定措置)。

<年金制度改正法が成立しました>

令和7年5月16日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」が第217回通常国会に提出され、衆議院で修正の上、6月13日に成立しました。

この法律は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るためのものです。

- ・被用者保険の適用拡大等
- ・在職老齢年金制度の見直し
- ・遺族年金の見直し
- ・厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ
- ・将来の基礎年金の給付水準の底上げ

・私的年金制度の見直し

(個人型確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ)

これらの措置を講ずるための改定を、数年かけて順次行うことが決定されました。施行期日は、各項目により異なります。今後、「制度改正のお知らせ」にて明示してまいります。

1. 社会保険の加入対象者が拡大されます。

① 短時間労働者の適用要件のうち、賃金要件(年収 106 万円の壁)が 3 年以内(施行期日は公布から 3 年以内の政令で定める日)に撤廃されるとともに、企業規模要件(現在は 51 人以上)が令和 9 年 10 月 1 日から令和 17 年 10 月 1 日までの間に段階的に撤廃されます。

② 常時 5 人以上を使用する個人事業所の非適用業種が解消され、令和 11 年 10 月以降、社会保険の加入対象の適用事業所となります。

※既存事業所は、経過措置として当分の間適用されません。

[該当箇所]

●6 ページ 上から 5 行目 ※の箇所

⇒上記の内容に差し替えとなります。

なお、雇用保険の被保険者の要件について、令和 10 年 10 月 1 日以降、週の所定労働時間 20 時間以上から 10 時間以上に適用が拡大されることが、令和 6 年 4 月成立の改正雇用保険法で決定されています。

2. 遺族年金制度について改正が行われます(概要)。

令和 7 年 5 月 16 日に国会へ提出され、6 月 13 日に成立した「年金制度改正法案」に基づく、審議概要の一部を紹介します。令和 10 年 4 月以降、遺族基礎年金および遺族厚生年金に関する改正が行われます。

◆遺族厚生年金の男女差解消:現行制度では、夫が妻の死亡により遺族厚生年金を受給するための要件が厳しく設定されています。たとえば、子どものいない 55 歳未満の夫は遺族厚生年金の受給権が発生しません。改正により、60 歳未満の男性が新たに支給対象とされ、男女間の不平等を解消し、夫婦間で同等の受給要件(5 年間の有期給付(増額)+配慮措置)が適用されることになりました。それに伴い、40 歳以上 65 歳未満の子がいない妻に支給されていた「中高齢寡婦加算」が 25 年をかけて段階的に廃止されることになりました。

◆遺族厚生年金の子どもがいる場合での受給要件緩和:改正後も現行制度と同じで、子が 18 歳到達年度末を迎えると遺族基礎年金が失権します。子の 18 歳到達年度末を迎えた後も、引き続き養育費用が必要であったり、本格的な就労に向けた準備期間が想定されたりします。改正後の遺族厚生年金では、5 年間の有期給付について、子どもがいる場合も、18 歳到達年度末を迎える

まで(または障害の状態にある場合は 20 歳未満)は現行制度と同じですが,迎えた後からは原則 5 年の加算によって増額された有期給付と継続給付となります。

【該当箇所】

●114 ページ 愛さんのセリフ 3 つ目

⇒…20 代から 50 代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金を見直す」など,数年かけて改正していく方針を明らかにしたのよ。

(令和 7 年 6 月の法令等に基づいて作成)

以上

■表 1-3: 全国健康保険協会(協会けんぽ)の被保険者の保険料額
令和7年3月分(4月納付分)～

(兵庫支部)

(単位:円)

標準報酬	報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
			10.16%		11.75%		18.300%※	
			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	円以上 円未満	5,892.8	2,946.4	6,815.0	3,407.5		
2	68,000	63,000 73,000	6,908.8	3,454.4	7,990.0	3,995.0		
3	78,000	73,000 83,000	7,924.8	3,962.4	9,165.0	4,582.5		
4(1)	88,000	83,000 93,000	8,940.8	4,470.4	10,340.0	5,170.0	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000 101,000	9,956.8	4,978.4	11,515.0	5,757.5	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000 107,000	10,566.4	5,283.2	12,220.0	6,110.0	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000 114,000	11,176.0	5,588.0	12,925.0	6,462.5	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000 122,000	11,888.8	5,944.4	13,865.0	6,932.5	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000 130,000	12,601.6	6,300.8	14,805.0	7,402.5	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000 138,000	13,414.4	6,807.2	15,745.0	7,872.5	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000 146,000	14,227.2	7,213.6	16,685.0	8,342.5	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000 155,000	15,040.0	7,620.0	17,625.0	8,812.5	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000 165,000	16,256.0	8,128.0	18,800.0	9,400.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000 175,000	17,472.0	8,636.0	19,975.0	9,987.5	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000 185,000	18,688.0	9,144.0	21,150.0	10,575.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000 195,000	19,904.0	9,652.0	22,325.0	11,162.5	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000 210,000	20,320.0	10,160.0	23,500.0	11,750.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000 230,000	22,352.0	11,176.0	25,850.0	12,925.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000 250,000	24,384.0	12,192.0	28,200.0	14,100.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000 270,000	26,416.0	13,208.0	30,550.0	15,275.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000 290,000	28,448.0	14,224.0	32,900.0	16,450.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000 310,000	30,480.0	15,240.0	35,250.0	17,625.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000 330,000	32,512.0	16,256.0	37,600.0	18,800.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000 350,000	34,544.0	17,272.0	39,950.0	19,975.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000 370,000	36,576.0	18,288.0	42,300.0	21,150.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000 395,000	38,608.0	19,304.0	44,650.0	22,325.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000 425,000	41,656.0	20,828.0	48,175.0	24,087.5	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000 455,000	44,704.0	22,352.0	51,700.0	25,850.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000 485,000	47,752.0	23,876.0	55,225.0	27,612.5	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000 515,000	50,800.0	25,400.0	58,750.0	29,375.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000 545,000	53,848.0	26,924.0	62,275.0	31,137.5	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000 575,000	56,896.0	28,448.0	65,800.0	32,900.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000 605,000	59,944.0	29,972.0	69,325.0	34,662.5	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000 635,000	62,992.0	31,496.0	72,850.0	36,425.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000 665,000	66,040.0	33,020.0	76,375.0	38,187.5	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000 695,000	69,088.0	34,544.0	79,900.0	39,950.0		
37	710,000	695,000 730,000	72,136.0	36,068.0	83,425.0	41,712.5		
38	750,000	730,000 770,000	76,200.0	38,100.0	88,125.0	44,062.5		
39	790,000	770,000 810,000	80,264.0	40,132.0	92,825.0	46,412.5		
40	830,000	810,000 855,000	84,328.0	42,164.0	97,525.0	48,762.5		
41	880,000	855,000 905,000	89,408.0	44,704.0	103,400.0	51,700.0		
42	930,000	905,000 955,000	94,488.0	47,244.0	109,275.0	54,637.5		
43	980,000	955,000 1,005,000	99,568.0	49,784.0	115,150.0	57,575.0		
44	1,030,000	1,005,000 1,055,000	104,648.0	52,324.0	121,025.0	60,512.5		
45	1,090,000	1,055,000 1,115,000	110,744.0	55,372.0	128,075.0	64,037.5		
46	1,150,000	1,115,000 1,175,000	116,840.0	58,420.0	135,125.0	67,562.5		
47	1,210,000	1,175,000 1,235,000	122,936.0	61,468.0	142,175.0	71,087.5		
48	1,270,000	1,235,000 1,295,000	129,032.0	64,516.0	149,225.0	74,612.5		
49	1,330,000	1,295,000 1,355,000	135,128.0	67,564.0	156,275.0	78,137.5		
50	1,390,000	1,355,000 1,415,000	141,224.0	70,612.0	163,325.0	81,662.5		

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(10.16%)に介護保険料率(1.59%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。

35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。

◆令和7年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、320,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合
 ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
 (注) ①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額
 納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料額
 賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。
 また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間160万円となります。

○子ども・子育て拠出金
 事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくこととなります。(被保険者の負担はありません。)
 この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。

出所: 全国健康保険協会管掌健康保険 兵庫県(一部加工)

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r07/r7ryougakuhyou3gatukara/>(兵庫を選択)

■表 1-6:令和 7 年度 健康保険 都道府県単位保険料率

北海道	10.31%	滋賀県	9.97%
青森県	9.85%	京都府	10.03%
岩手県	9.62%	大阪府	10.24%
宮城県	10.11%	兵庫県	10.16%
秋田県	10.01%	奈良県	10.02%
山形県	9.75%	和歌山県	10.19%
福島県	9.62%	鳥取県	9.93%
茨城県	9.67%	島根県	9.94%
栃木県	9.82%	岡山県	10.17%
群馬県	9.77%	広島県	9.97%
埼玉県	9.76%	山口県	10.36%
千葉県	9.79%	徳島県	10.47%
東京都	9.91%	香川県	10.21%
神奈川県	9.92%	愛媛県	10.18%
新潟県	9.55%	高知県	10.13%
富山県	9.65%	福岡県	10.31%
石川県	9.88%	佐賀県	10.78%
福井県	9.94%	長崎県	10.41%
山梨県	9.89%	熊本県	10.12%
長野県	9.69%	大分県	10.25%
岐阜県	9.93%	宮崎県	10.09%
静岡県	9.80%	鹿児島県	10.31%
愛知県	10.03%	沖縄県	9.44%
三重県	9.99%		

出所：全国健康保険協会管掌健康保険 令和 7 年度都道府県単位保険料率（一部省略）

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3130/r07/250214/>

※40～64 歳までの方には、全国一律の介護保険料率（1.59%）が加わります。

※任意継続被保険者および日雇特例被保険者の方は 4 月分（4 月納付分）から変更。